

あきる野市ファーマーズセンターの設置及び管理に関する条例に規定する秋川ファーマーズセンターについては、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、引き続き秋川ファーマーズセンターを秋川農業協同組合に次のような理由により管理を行わせる。

理由

秋川ファーマーズセンターは、多摩東京移管百周年記念事業（TAMAらいふ21）の一環として、農業振興や農業者と市民の交流を促進する、あきる野農業の中核的な複合施設として、平成5年度に建設した施設で、地元でとれた新鮮で安全・安心な農畜産物等を市民に供給したり、市民農園の運営等を行っています。

管理委託は、秋川ファーマーズセンターがオープンした当初から秋川農業協同組合が受託しており、売上は年々上昇し、平成15年度は、約4億9千万円、平成16年度は、約5億1千万円と都内の直売所では一番の売上になっています。

秋川農業協同組合は、地元の農産物を地元で消費する「地産地消」普及のため、毎年、農業者と共にイベントを開催し、農業振興及び市民等の交流に貢献しています。この地産地消は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されており、あきる野市と秋川農業協同組合が一体となって推進していく必要があります。

また、秋川ファーマーズセンターに農畜産物を出荷している秋川農業協同組合の組合員で組織する秋川ファーマーズセンター農畜産物直売コーナー運営委員会（会員120人）に対して、技術指導、農作物の作付け、出品規格の取決め等を指導しています。このように秋川農業協同組合が、この運営委員会の事務局を担当することにより、スムーズな会の運営と農業者の技術の向上が図られています。

以上のことから、秋川農業協同組合は、12年間にわたり業務を受託してきた実績があり、施設運営に関するノウハウを活用することにより、スムーズな運営と事業効果が相当程度期待できます。また、農業協同組合法の第1条で農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とし、第8条では、組合は、その行う事業によって、その組合員のために最大の奉仕をすることを目的として設立されていますので、あきる野市の農業者及び農業のためには、秋川農業協同組合が引き続き運営していくことが最も望ましい。